

栗東市障がい者基本計画 成果・課題整理 一覧

基本体系	施策の方向	施策の方向	今後の取り組み	今後の取り組み	担当課	成果（担当課）	課題（担当課）	補足課題
1 理解と交流の促進	(1) 啓発広報と人権教育の推進	① 広報・啓発活動の充実	人権問題に関する教育の推進	「障がい」に対する見方・考え方をはじめ様々な人権問題の解決のために、地区別懇談会やリーダー講座等の学習会で教育・啓発を推進します。	人権教育課	「障がい」を理由とした差別意識やハード面の整備や支援不足などの社会的障壁が問題であり、障がいのあるなしにかかわらず、お互いを尊重し全ての人々が共に生きる地域社会・共生社会を一人ひとりが作っていかなければならないという考え方は浸透してきた。	研修や学習の中で意識が高まっているものの、まだまだ、障がいは「かわいそう」、「障がいのある人・ない人」といった古い見方があること、また、研修会で理解したことが日常生活の中での関わりや人権問題の解決のために行動化につながっていない面がある。	
			人権問題に関する啓発活動の充実	同和問題や障害のある人をはじめ、様々な人権問題の解決のため、あらゆる差別の解消にむけた市民啓発事業「じんけんセミナー」「人権を考えるつどい」や研修会・学習会並び街頭啓発活動を行い、障害の理解を促進します。また、企業においても障害に対する理解の促進や偏見をなくするために各種研修会の参加や企業内の研修会の実施について啓発・推進します。	人権政策課	障がいのある・なしに関わらず、社会の一員としてお互いを尊重し、共に支え合う共生社会を築くため、市民に対して人権を尊重する事の大切さなど人権意識の高揚を図るための啓発活動として「じんけんセミナー」「人権を考えるつどい」や街頭啓発活動を各種団体と協働で行いました。	障がいのある人を含むすべての人々にとって住みよい平等な社会づくりを進めていくためには、各種施策を実施してだけでなく、社会のすべての人々が障がいそのものや障がいのある人の状況を正しく理解し、協力していくことが必要です。こうした意識を高めていくためにも、参加者の裾野をひろげる啓発活動を推進することが必要です。	
			職員への人権啓発と意識の向上	人権問題に対する連続講座へ職員を派遣し、人権に対する理解を深めるため一層の啓発と意識の向上を図ります。	人権政策課	さまざまな人権問題の現状と今後の取り組みを自らの関わりの中で認識し、それぞれの日常の業務に生かすため、外部研修へ職員を派遣しました。また、階層に関わらず参加できるよう掲示板等へ情報提供を行いました。	研修に参加することであらゆる人権問題を正しく理解する契機となります。この契機をもとに、自らの課題として受け止め、主体的に取り組めるよう意識の向上を図ることが必要です。	
			ノーマライゼーションの理念の周知	広報活動、社会教育活動等を通じて、ノーマライゼーションの理念の周知を積極的に推進します。	関係各課 (子ども発達支援課)	一般市民向け講座を開催し、発達障がいの正しい理解の周知を図った。	発達障がいは一人ひとり状況が違うため、その支援・対応は個々にそれぞれ違う。一般には、その家庭の躰に問題有りと思われやすい。また、その名称に「障がい」とあるため、一生そのままの状態と誤解されやすい。	
			「障害の日」の広報・啓発	市民の理解と認識を深めるに12月9日の「障害者の日」の行事として障害者関係団体との連携を図りながらスポーツ大会等開催したり、障害の理解を促進するための啓発記事を広報やホームページ等へ掲載します。	障がい福祉課	例年広報りっとう12月号に、市内の障がい者施設紹介や団体活動、特記事項を掲載している。また、「障がい者週間」期間中には、栗東駅や量販店において、障がい者団体と協力して街頭啓発を実施している。	「障がい者週間」への市民の認知度が低い状態である。	
		② 研修・講演会等の機会の充実	市職員に対する研修の実施	同和問題や障害のある人をはじめ様々な人権問題に対する理解を深めるために市職員を対象とした集合研修及び「じんけんセミナー」等への派遣研修を実施するとともに、各所属で人権・同和問題研修に取り組みます。また、積極的に各種研修会や地区別懇談会に参加し、障害に対する理解の自己研鑽を行ないます。	総務課	全職員（臨時的任用職員・指定管理者職員含む）が集合研修及び職場研修を通して、人権・同和問題への正しい認識と理解を深め、人間性豊かな職員育成に鋭意取り組んだ。	職員提案や研修事後アンケートの感想や要望にある内容を積極的に取り入れ、より効果のある研修の実施に努めるとともに、職場研修にあつては、参考事例など随時情報提供を行い、継続実施しやすい環境を作っていく必要がある。	
			民生委員・児童委員等に対する研修の実施	ホームヘルパーや民生委員・児童委員に対して、障害に対する正しい理解を深めるための学習会や人権に関する研修を実施します。	社会福祉課	平成25年12月の民生委員児童委員の一斉改選後、各民児協の開催時に各種制度の研修や障がい者の理解を深める研修を行う。	日々の活動において、障がい者への正しい認識を深められるよう、自己研鑽に勤める。	
					社会福祉協議会	人権・障がい福祉に関する研修会を実施し、障がい者および障がい福祉に関する理解を深めることができた。ヘルパー定例会（1回/月）時における研修・ケース検討を行い、障がい者の理解等を共通認識することができた。	研修実施後の振り返りが必要。更なる資質向上を図る必要がある。	

基本体系	施策の方向	施策の方向	今後の取り組み	今後の取り組み	担当課	成果(担当課)	課題(担当課)	補足課題	
			講演会の実施	障害者支援の関係機関が実施する講演会等を周知し、市民参加を求めることにより、障害のある人に対する正しい理解を深めていきます。	障がい福祉課	障がい者団体が実施する講演会等について、広報等掲載することで、市民の参加をお知らせしている。	広報等で市民への参加を呼びかけているが、協力いただいている民生委員やボランティアの方にとどまっている。多くの市民に、障がい者への理解を深めていただくことが必要である。		
		③障害のある人やその家族に対する障害への正しい理解の普及	障害者関係団体に対する人権学習会の支援	当事者としての障害に対する正しい知識を認識し、理解を深めるため、障害者関係団体の人権学習会を支援します。	障がい福祉課	障がい者関係団体は、毎年、人権集会を開催し、人権問題についての学習を深めている。	人権問題は、日常生活に存在する身近な問題であることから、今後も継続して開催する必要がある。		
		障害のある人やその家族に対する研修の実施	障害のある人への研修及び人権学習、家族に向けた障害に対する正しい理解の研修を検討します。	障がい福祉課	栗東市心身障害児(者)連合会において、人権学習会を開催した。	障がい者団体への継続的な助言や支援が必要である。			
	(2) 交流機 会の確保	①交流機 会の充実	地域行事への参加の促進	地域で実施する各種事業に、障害のある人が参加しやすいようボランティア配置等の会場の設営等十分な配慮をし、積極的な参加を呼びかけ、相互理解の促進を図ります。	関係各課 (社会福祉課)	事業の中で、手話通訳者の配置など参加しやすい取り組みを実施			
					関係各課 (障がい福祉課)	栗東市内で開催される様々な大会等において、関係課からの要請に基づき、手話通訳者の配置を行った。	障がいの種類等、正しく理解されていないことが見受けられるため、取り組みの周知を図る必要がある。		
					関係各課 (社会福祉協議会)	ボランティアまつりでは要約筆記を、社会福祉大会・共同募金助成金交付式においては手話通訳を依頼し、聴覚障がいのある方に配慮した。	障がいをもった方の来場が把握できていない。手話通訳は市役所に依頼しなくてはならないため、手話ボランティアの活動の場がない。		
		交流の場・機 会の確保	障害のある人との交流会等、障害のある人への理解を深めるための積極的な取り組みを実施します。	関係各課 (障がい福祉課)	サマーホリデー事業に、市内企業より障がい者理解を目的に、新入社員等の研修を兼ねてボランティアとして参加いただき、障がいのある子ども達とふれあいを深めていただいた。	障がいのある子ども達との関わりについては、命に関わる場合もあるため、ボランティア意識の向上が必要である。			
				関係各課 (社会福祉協議会)	①障がい者団体の活動に対する助成。レクスボ・ボーリング大会における人的協力・補助金協力をすることによって障がい者同士の交流や社会参加を促すことができた。 ②事務局体制を社会福祉協議会が担うことにより、今まで不参加であった団体が参加し、市内全ての福祉関係団体が参加した。 ボランティアまつりにおいて手話歌や車いすレクダンスを発表し、参加者に障がい者と交流するツールを紹介した。 ③歳末たすけあい募金助成事業により各障がい者団体等と地域住民が交流し、障がい者への理解・親睦を深めることができた。 ④老人福祉センターにおいて、児童、高齢者、障がいのある人の交流会を実施。児童に車椅子、アイマスクなどの体験をしてもらい、障がい者に対する理解を深めた。	①障がい者・関係者以外の参加者が固定化している。 ②事業へのボランティアの参加が少ない。 ③募金財源の確保と、多くの地域住民の参加が望まれる。 ④小中学校、学童保育所等との連携を深め、継続的に実施する必要がある。			
		(3) 福祉教 育の推進	①福祉教育の 充実	福祉教育読本の活用	福祉教育読本「福祉のこころ」を活用し、福祉教育を進めます。	学校教育課	小学校の総合的な学習の時間等において、「福祉教育」に関わる内容の資料として活用してきました。	効果的な活用ができていない現状も見られ、内容等の検討が必要だと思われます。	
				障害のある人に対する正しい理解の教育の充実	障害のある人に対する正しい理解と認識を培う指導や活動を教育課程の中で実践します。	学校教育課	市内各小中学校において、発達段階に応じた学習内容を年間計画に位置づけて取り組んでいます。	学習したことをもとに、自ら実践したり、身近なボランティア活動を行ったりするなどの実践力を培うことに課題が見られます。	
ふれ合いの場・機 会の充実	児童・生徒と障害のある人とのふれあいを通して障害のある人の思いや生き方を学ぶ機会を充実します。			学校教育課	栗東市内や近隣にお住まいの障がいのある方とのふれあいを通して、「共生社会」について学ぶ機会を持ち、充実を図ることができました。	身体に障がいのある方だけではなく、いろいろな障がいのある方とふれあう場をもうけることも大切であると考えます。			
学校行事を通じた障害に対する理解の促進	学校行事やPTA行事・通信を通じ、保護者や地域の人々の障害のある人に対する理解の促進を図ります。			学校教育課	親子ふれあいタイム等の時間を設定し、親子で車いすやアイマスクの体験等を行い、身体障害や視覚障害についての理解を深めることができました。	学習で学んだことを、日常生活の中で実践につなげていくことに課題があります。			
福祉に関する体験学習の充実	総合的な学習等における老人福祉施設訪問、車いす・手話等の体験学習の実施やチャレンジウィーク・キャリア教育における福祉施設での職場体験等のふれあいを通して障害のある人の思いや生き方を学ぶ機会を充実します。			学校教育課	小学校では総合的な学習の時間に、手話・アイマスク・車いす体験、盲導犬を使っておられる方との交流を行い、盛夏が見られました。中学校では、職場体験や講演会を通して、障がいのある方の生き方を学ぶことができました。	障がいについての理解が図れた一方で、「体験あって学習なし」という課題もあります。			

基本体系	施策の方向	施策の方向	今後の取り組み	今後の取り組み	担当課	成果(担当課)	課題(担当課)	補足課題
(4) 地域福祉活動の推進	①地域における各種関係団体との連携	地域振興協議会との連携	地域振興協議会との連携を図りながら、障害のある人が地域で住みやすい市民参加のまちづくりを行い、市民を対象とした障害に対して正しい理解・啓発のための福祉学習会を開催する。	障がい福祉課	要請に応じて「出前トーク」を開催し、障がいについての正しい理解をしていただけるよう啓発を行った。	地域振興協議会との連携については、積極的に進める必要がある。		
				社会福祉協議会	地振協対象の地域福祉活動支援助成事業において、地域福祉活動の推進支援を実施した。	市内すべての地振協と連携できていない課題がある。		
		小地域ネットワーク活動展開の啓発	小地域ネットワーク活動展開により地域の障害のある人が地域との関わりを深めることができ、参加しやすくなるよう地域振興協議会等でふれあいサロンなどの展開の啓発を図ります。また、総合相談事業として、心配ごと相談所や法律相談を行い、住民の生活上の困り事についての相談に応じます。	社会福祉協議会	自治会等におけるサロン活動の継続支援、新規立ち上げ支援を実施。 サロン交流会(研修・交流)を実施。	活動に対して自治会の理解と支援が求められる。 参加者の固定化、スタッフの高齢化、サロン未実施地域へのアプローチ。		
	②ボランティア活動に対する支援の充実	地域福祉活動推進のためのリーダー育成	ボランティア・市民活動に関する相談、登録、調整、紹介事業、啓発事業等を行い、活動拠点としての交流の場の提供事業、ネットワーク形成促進事業、その他目的を達成するために必要な事業の運営を行います。また、地域福祉活動を推進するために、リーダー育成のため人材育成事業を強化します。	社会福祉協議会	傾聴ボランティア養成講座修了者によるグループ活動を支援した。	ボランティアに関する相談・支援は随時行っているものの、市民活動や若い世代の人材育成が強化できていない。		
				社会福祉協議会	レクスボや障がい者団体の活動にボランティア派遣、コーディネートをおこなった。	市内各種障がい者団体の把握と連携の強化が必要。		
		ボランティア活動のコーディネートの実践	障害者関係団体とボランティア団体との連絡協議会を組織し、相互の連携を図りながらボランティア活動を支援できるコーディネートを行います。	社会福祉協議会	社協広報誌にてボランティア市民活動センターとその事業を紹介、またホームページの刷新により、充実した情報提供を行うことができた。	市民のボランティア関係ニーズを把握し、それに応じた広報、情報提供を行う必要がある。		
		ボランティアに関する情報発信・管理機能の充実	あらゆるボランティア活動に関する情報の発信基地としての情報収集・管理機能を充実し、ニーズに対応する施設運営を図ります。	社会福祉協議会	<削除理由>平成25年度より栗東市ボランティア市民活動センターが社会福祉協議会に統合され、社会福祉協議会の一部門として運営されているため。			
		企業へのボランティア活動の推進	市内企業へのボランティア関係のPRや企業の社会貢献について講習会を開催します。	社会福祉協議会	広報を行うことにより、台風被害の復旧活動について協力の申し出があった。	市内企業において社協とボランティア市民活動センターの認知度がまだ低い。		
		ボランティア活動拠点の整備	ボランティア活動を市民ぐるみで展開するための拠点施設を整備し、福祉に対する理解を深め、協力を得るための土壌となる思いやり・いたわり合う心を育む上で、幼児期から障害を通じた福祉を学び体験する機会を提供します。	社会福祉協議会	車椅子等備品の貸し出しのみに留まらず、福祉体験学習として小中学校へ職員が出向き、車椅子体験などを通じて福祉や障がいについて実際に伝えることができた。	市内全域の小中学校等に周知できていない現状がある。		
				障がい福祉課	障がい者レクリエーションスポーツ大会や、サマーホリデーボランティアの皆さんの協力に支えられ開催している。	ボランティアの固定化が見受けられることから、新たなボランティアの発掘が必要である。		
	ボランティア人材の育成	視聴覚障害のある人の情報収集・コミュニケーション手段を確保するため各種の講座を開設し、専門技術を有する人を育成するとともに、派遣等を行うボランティアセンター事業への補助及び支援を行います。	自治振興課	栗東市ボランティア市民活動センターへの活動支援と運営補助を行いました。	栗東市ボランティア市民活動センターが充実したボランティア育成支援が行えるよう、活動支援と運営補助を行うとともに、関係課や関係機関との調整が必要です。			
	③障害者関係団体の活性化の支援の充実	障害者関係団体への活動支援	市内における障害者関係団体の把握に努め、統一した助成基準を作成し、各障害者関係団体の自主的な活動を支援するため活動補助金を交付します。	社会福祉協議会	共同募金助成により障がい者関係団体の活動を支援した。新規団体への助成、活動支援をおこなうことができた。	それぞれの団体の活動について、市民および当事者にまだ十分に知られていない。		
				障がい福祉課	各障がい者団体に補助金を交付し、団体の自主活動の助言を行った。	障がい者団体の共通の課題として、新規会員が増えないことである。		
		家族会に対する活動支援	精神障害に対して正しい理解がされていないことが多く、精神障害のある人を抱える家族の疾病に対する知識と理解を深めることにより、精神障害のある人及び家族の積極的な社会参加を図るため、家族会の活動を支援します。	障がい福祉課	家族同士の親睦や、一般講演会開催の支援を行い、精神障がい者への理解を深めた。	会員の固定や高齢化により、活動運営が困難である。		

基本体系	施策の方向	施策の方向	今後の取り組み	今後の取り組み	担当課	成果（担当課）	課題（担当課）	補足課題	
2 保健・医療の充実	(1) 発生予防対策及び早期発見体制の充実	①障害発生予防のための体制整備	妊婦に対する各種健診・助成の充実	妊婦に対する各種健診・助成の充実 妊婦の疾病の予防と早期発見のため、医療機関において妊婦健康診査を実施するとともに、健診に対する助成を行います。 ＜助成の内容＞ ○妊婦健診の助成5回分 ・異常分娩・未熟児出生の予防・妊娠中毒症及び血液不適合によって生じる種々の障害の早期発見 ・抗体未保有者の感染防止及び先天性風しん症候群患者発生防止 ・妊婦及び出生時に対する感染防止対策 ○超音波健診の助成1回分（35歳以上の妊婦） ・年齢の高い妊婦に対する胎児の発育状況の確認及び異常の早期発見 ○妊婦精密健康診査の助成 ・健康診査の結果、精密健康診査が必要であると主治医が判断した場合、申し出のあった妊婦に対する精密健康診査の受診料の助成	健康増進課	現在、妊婦健康診査に対する助成の拡大を実施し、一人74,390円の助成を実施しています。基本健康診査14回分と諸検査（県下統一補助）で助成しています。妊婦と胎児の健康管理のための助成を行うことができました。	妊娠高血圧症候群や妊娠糖尿病について、出産後、こんにちは赤ちゃん訪問などで把握することがあり、健診の結果、要観察や要精検になった人についての医療機関との連携が十分ではない。		
				妊婦に対する訪問指導の実施	ハイリスク妊婦の連絡があった場合は、訪問指導を行います。	健康増進課	児童虐待の早期予防の観点からハイリスク妊婦（特定妊婦）へ支援から継続して出産後の子育て支援につなげている。	かなりリスクの高い妊婦であると医療機関からの連絡が入る場合は支援に繋がるが、母子健康手帳交付時に把握したある程度リスクがあると思われる妊婦について支援ができていないことがある。	
				電話相談の実施	妊婦の疾病予防と異常の早期発見のため母子手帳交付時及び電話による相談を実施します。	健康増進課	母子健康手帳交付時、アンケートで体調や心配事、持病、経済状況などについて記入してもらい、それに基づいて情報提供や助言を行っている。 また、必要な場合は、電話や面接で支援するとともに関係機関と連携して生活や経済面での相談や支援も行っている。	精神疾患や生活習慣病の合併妊娠も多く、指導や助言が必要と思われるが、産科医療機関との連携が円滑かつ効果的に行えていない場合がある。	
				先天性代謝異常等検査の受診勧奨	放置すると重度の知的障害や身体障害をきたす先天性代謝異常症・先天性甲状腺機能低下症の早期発見・早期治療をするため、先天性代謝異常等検査の受診を勧奨します。	健康増進課	母子健康手帳の発行時、妊婦全員に必要性を説明しています。	未受診者なし。疾患が発見された場合、早期発見・早期対応ができています。	
				乳児に対する訪問指導の実施	乳児（生後4か月まで）の全員に対して、保健師等が訪問し、適切な指導を実施します。また、未熟児出生者を管理し、未熟児訪問を実施します。さらに、ハイリスク児産婦の連絡があった場合に、訪問指導を行います。	健康増進課	生後4か月までの全員の訪問に至らなかったが、ハイリスク妊産婦新生児連絡の量的質的向上よりリスクが高いケースについて円滑で効果的な支援ができています。	生後4か月までに全数の訪問ができ、児童虐待の予防や早期の子育て支援を行う必要があると思われるが、限られたマンパワーを効率的効果的に活かすには、ハイリスク妊産婦新生児連絡のさらなる質的向上が必要である。	
				発達検査・相談の実施	個別相談を行い、発達検査及び発達を促す関わり方の助言を行います。	健康増進課	発達相談員による乳幼児健診での児の観察はできなかったが、発達相談員や保健師が健診後の親子教室などで、発達を促す関わり方についての助言を行った。	子ども発達支援課との役割分担や円滑な連携が図れていない、保護者や幼稚園、保育園が戸惑うことがある。	
				就学時健康診断・定期健康診断の充実	学校保健安全法に基づき、就学時健康診断・定期健康診断を実施し、一般疾病・障害の早期発見に努めます。	学校教育課	就学時の健康診断を原則として就学予定小学校において受診していただくため、就学児の健康面や発達面等の課題を就学予定校がより詳しく把握することができ、就学後の支援につなげることができました。また、就学に関する保護者の不安を軽減し、就学予定校との関係を築く良い機会となりました。	就学時健康診断における人員の確保や校医との日程調査の難しさが課題です。	
				遊びを通じた保健指導の実施	子どもの関わり方や乳幼児の発育発達上、育児支援が必要と思われる母と子を対象に、遊びを通して保健指導を行い、養育条件の改善を図ります。	健康増進課	乳幼児健診や健診後の親子教室で保護者と共に発達に関する確認をしたり、遊び方を提示したりした。	発達を促す関わりが日々の中でできるよう助言やモデルを提示することが必要だが、人員不足や力量不足もあり十分できていない。	
				健康診査後の事後指導の徹底	健康診査後の事後指導の徹底と個人の生活背景を捉えた健康相談の実施や電話による相談等を行います。	健康増進課	乳幼児健康診査等で支援が必要な保護者や児に対して、家庭訪問し、生活の場面での相談や児への関わり方を助言したり、健康相談や電話相談の案内をして継続的に支援した。	生活の場へ出向き相談に応じることで、保護者や児が不安を表出できたり、生活場面で助言することでより具体的で実行性のある子育てができたりするが、人員不足や力量不足もあり十分できない。	
					②妊娠期・乳幼児期における疾病・疾患・障害に関する知識の普及	妊娠期の知識の周知	健康管理や障害の発生を未然に防止するための冊子を母子手帳発行時に交付します。	健康増進課	母子健康手帳発行時に、様々なリーフレットや副読本など配布し、安全に出産できるよう啓発を実施し、妊婦健康診査の受診勧奨を行った。
		夫婦参加の育児教室の実施	夫婦で参加し、参加者同士の交流や沐浴ワンポイントの実技体験等が子育てに対して不安の軽減を図り、夫の育児参加への意識を高めます。	健康増進課	平成20年度で終了				

基本体系	施策の方向	施策の方向	今後の取り組み	今後の取り組み	担当課	成果（担当課）	課題（担当課）	補足課題
	(2) 医療体制及びリハビリテーションの整備	①行政、保健、医療機関の連携強化	進行性筋萎縮症者療養等の給付	進行性筋萎縮症者を指定された国立療養所等の医療機関に入所又は通所させ、必要な医療・訓練及び生活指導を実施します。	障がい福祉課	対象者がなく実施していない	対象者がなく実施していない	
			ケアシステムの構築	在宅の障害のある人に対して主治医や訪問看護等との連携の上、地域で生活できるケアシステムの構築を図ります。	健康増進課	医療的ケアや生活支援が必要な人に対して早い時期から医療機関や訪問看護等と連携を図って支援を行い、福祉サービス制度の情報提供を行った。	障がいがある人が地域で生活できるケアシステムの構築には、まず、マネジメント機能を果たすことができる人材を配置する必要がある。	
			関係機関の連携強化	県立リハビリテーションセンターや湖南地域リハビリテーション広域支援センター等の関係機関と連携を図りながら相談支援を行います。	障がい福祉課	リハビリテーションセンターの利用やケースを通じての連携を行っている。	障がい者の高齢化、重症化により、地域生活支援のための医療との連携がより重要となる。	
					長寿福祉課	多職種リーダーによる会議を開催し、患者が住み慣れた地域において、介護と連携した在宅医療を受けられる体制の構築を図りました。湖南地域リハビリテーション広域支援センターと連携して要支援・要介護認定者に対して住宅改修の相談支援を行ないました。栗東市地域リハビリテーション推進協議会を開催し、関係機関が利用者主体の支援ができる体制づくりを図りました。	住みなれた地域で自分らしく暮らせるよう、多職種が連携・協働できるよう継続して協議・検討が必要です。	
					健康増進課	かかりつけ医制度について広報やホームページなどで啓発すると共に、休日急病診療所の充実や救急医療体制の支援を行った。	小児救急医療及び二次救急診療における支援において、軽症患者が半数以上を占めており救急患者や入院等が必要な重症患者の診察に支障をきたしている。	
			初期救急医療の充実	かかりつけ医制度を啓発するとともに、休日・平日夜間等の初期救急医療の充実及び地域性を配慮した医療機関の整備を図ります。	健康増進課	かかりつけ医制度について広報やホームページなどで啓発すると共に、休日急病診療所の充実や救急医療体制の支援を行った。	小児救急医療及び二次救急診療における支援において、軽症患者が半数以上を占めており救急患者や入院等が必要な重症患者の診察に支障をきたしている。	
			②医療制度の周知と利用促進	養育医療費の給付	養育のため指定養育医療機関に入院することを必要とする未熟児に対する養育医療費給付事務を行います。	健康増進課	養育医療を必要とする子どもに医療費の給付を行うことが出来た。	低出生体重児の増加により、医療給付費が増加する傾向にある。
				育成医療費の給付	身体障害のある児童に対し、その障害を除去又は軽減し、生活能力を得るために必要な育成医療費給付事務を行います。（医療補装具の交付を含む）	障がい福祉課	平成25年度より、全ての業務が市へ委譲されたこと。支給決定については医師の診断書を基に実施している。	利用者が誤解することなく医療機関で精算できるよう、制度の周知が必要です。
				更生医療費の給付	18歳以上の身体障害のある人に対し、その障害を除去又は軽減し生活能力を得るために必要な更生医療費を給付します。	障がい福祉課	身体障害者手帳申請の相談時に制度の周知を行うほか、適正な利用のできていない医療機関等に対して啓発を行っている。	制度の周知、利用促進は進みつつあるが、他制度との併用など適正な運用については十分な理解が浸透していない。
				福祉医療費の助成	重度・中度心身障がいのある人が健康保険各法の規定による医療給付を受けた場合、保険給付の範囲内の自己負担に対して助成します。	保険年金課	医療費の助成をすることにより、障がいのある人の経済的な負担の軽減が図られ、障がい者福祉と健康保持の向上に成果があった。	疾病や負傷により受診される件数が年々増加しており、障がいのある人が重症化し、高額療養費の対象となるケースもある。
	重度心身障害者老人等医療費の助成	重度・中度の障がいのある後期高齢者医療制度の医療費の一部負担金を助成します。		保険年金課	医療費の助成をすることにより、重度心身障がい老人の経済的な負担の軽減が図られ、重度心身障がい老人福祉と健康保持の向上に成果があった。	疾病や負傷により受診される件数が年々増加しており、障がいのある老人が重症化し、高額療養費の対象となるケースもある。		
	精神障害者の入院費用の助成	他の医療費助成制度を受けられない精神障害のある人等に対し、入院にかかる医療費を助成します。		障がい福祉課	制度廃止	制度廃止		
	アイバンク・腎バンクの普及啓発	厚生労働省が発行した臓器提供意思表示カードを窓口を設置し、アイバンクや腎バンクの普及啓発を図ります。		健康増進課 保険年金課	カードを窓口を設置し啓発を行うことができた。 臓器提供意思表示カードに代わり、国保及び後期高齢者医療被保険証裏面に臓器提供意思表示を記載することで、加入者全員に対し普及を行った。	保険証裏面に臓器提供意思表示を記載し普及を行っているが、併せて啓発も引き続き行うことが必要である。		
	③難病患者に対する支援の充実	難病患者に対する支援	難病患者に対する支援等の情報提供を行うとともに、療養相談については、保健所や滋賀県難病相談・支援センターとの連携を図ります。	健康増進課	必要に応じて、関係機関との連携のもと在宅療養支援を行いました。			
				長寿福祉課	難病に罹患した方および家族の相談に応じると共に、情報提供を実施したり関係機関との連携を行っています。			
				障がい福祉課	しがなんれん作業所と連携を図り、難病患者の社会参加促進を行った。	難病患者も障害者総合支援法に含まれることとなったことから、新制度の周知が必要である。		
		日常生活用具の給付	難病患者や家族の支援を行うため、日常生活用具給付等の福祉施策を行います。	障がい福祉課	障がいの程度に応じた必要な用具の給付を行うが、難病患者の場合は様態の急変も想定しながら、医師の診断書を基に状態に応じた給付を行った。	医師や医療機関との連携を図りながら、様態に応じた日常生活用具の給付が必要である。		

基本体系	施策の方向	施策の方向	今後の取り組み	今後の取り組み	担当課	成果（担当課）	課題（担当課）	補足課題
3 生活支援の充実	(1) 経済的自立の支援の充実	①各種経済的自立支援制度の周知と充実	障害基礎年金の支給	国民年金の被保険者期間中や60歳以上から65歳未満に初診日がある病気やけがで障害になったときに、その障害の程度により障害基礎年金を支給します。また、18歳までの子どもを扶養しているときは加算額を加えます。	保険年金課	市ホームページによる周知及び窓口での相談を行った。 平成26年3月末現在で 相談受付件数48件 裁定請求受付件数29件	関係課、年金事務所と連携しながら障がい基礎年金の裁定につなげるため、一層の周知が必要である。	
			特別障害者手当の周知・利用促進	日常生活に常時特別の介護を要する20歳以上の在宅の障害のある人に対し、特別障害者手当の周知、利用促進を図り、重度の心身障害によって生ずる特別な負担の軽減を図ります。	障がい福祉課	対象者に対して、審査を実施して適正に手当の給付を行った。	市外からの転入者など、受給対象者の把握が難しい場合がある。	
			障害児福祉手当の周知・利用促進	20歳未満の重度の心身障害のある人に対し、障害児福祉手当の周知、利用促進を図り、重度の心身障害によって生ずる特別な負担の軽減を図ります。	障がい福祉課	対象者に対して、審査を実施して適正に手当の給付を行った。	市外からの転入者など、受給対象者の把握が難しい場合がある。	
			心身障害者扶養共済制度の普及	障害のある人を扶養する保護者等が障害のある人の将来の自立を助長するため、相互に掛金を出し合い年金弔慰金を支給する心身障害者扶養共済制度の普及について、関係団体と連携を図り、促進します。	障がい福祉課	共済制度への加入申し込みなどの問合せがあった場合、関係機関との連絡を行っている。	任意加入の制度であるため、新規加入や、現加入者についても把握は市では行えない。	
			心身障害者福祉年金の支給	重度心身障害のある人又は保護者に対し、福祉の増進を図るため、心身障害者福祉年金を年1回支給します。	障がい福祉課	財政再構築プログラムにより廃止	財政再構築プログラムにより廃止	
			心身障害者社会参加支援給付の支給	中度・軽度心身障害のある人又は保護者に対し社会参加の促進を図るため、心身障害者社会参加支援給付を年1回支給します。	障がい福祉課	財政再構築プログラムにより廃止	財政再構築プログラムにより廃止	
			経済的支援の相談	経済的に困窮している低所得世帯に対し、自立した生活が営めるよう相談を実施し、必要に応じて滋賀県生活福祉資金貸付事業の相談支援を行います。	社会福祉協議会	滋賀県生活福祉資金貸付事業相談窓口として相談に応じ、自立支援を行った。	社会福祉課（生活保護）との連携。関係機関への周知。	
			各種減免・無料制度の周知	各種税金の減免、NHK放送受信料、郵便物の減免及びNTT無料番号案内の周知を図ります。	各関係機関（子ども発達支援課）	たんぼぼ教室の児童発達支援事業利用者負担額（厚労省が定める基準額の1割）は栗東市児童発達支援事業実施規則第11条により当分の間免除とし、市が負担。（利用者は無料）	滋賀県下全域の自治体で、児童発達支援事業の1割負担は保護者に求めない申し合わせがあり、栗東市もこれに追随している。今後も子育て支援のため継続する必要がある。	
					各関係機関（障がい福祉課）	「障がい福祉の手引き」により、手帳交付時に周知を行った。	職員が同じレベルで制度を熟知し案内できるようにする必要がある。	
					各関係機関（税務課）	「障がい福祉のてびき」に税制全般の制度を掲載のほか、前年度軽自動車税減免対象者に対し減免制度の案内を送付し、毎年度、申請に基づく減免措置を行っている。	障がいの種類や程度にあわせた周知方法を考える必要がある。	
			児童扶養手当の支給	父または母が重度の障がいの状態にある児童を養育している父または母、もしくは父母にかわってその児童を養育している人に児童扶養手当を支給し、児童の福祉の向上を図ります。	子育て応援課	「父障がい・母障がい」による受給資格者の推移（各年度末） 19年度末：0人 / 20年度末：1人 21年度末：1人 / 22年度末：2人 23年度末：2人 / 24年度末：1人 25年度末：2人	国のひとり親家庭等に対する支援施策の拡充等に伴い、資格要件の認定にかかる業務も複雑・困難化しています。関係法令等に基づき、適正な支給事務を執行することが必要です。	
			特別児童扶養手当の支給	20歳未満の在宅中度以上の心身障がい児を養育している保護者等に特別児童扶養手当を支給し、在宅心身障がい児の福祉の増進を図ります。	子育て応援課	対象児の推移（各年度末） 19年度末：107人 / 20年度末：108人 21年度末：100人 / 22年度末：109人 23年度末：114人 / 24年度末：116人 25年度末：109人	関係部署などとの連携により支給対象と思われる人へもれなく制度を周知するとともに、適正な支給事務を執行することが必要です。	
			入学支援金の給付	特別児童扶養手当や児童扶養手当の受給要件を満たす児童が新規入学した場合に入学支援金を給付します。	子育て応援課	新規に入学する心身障がい児（者）等を養育している人に対し、入学支援金を給付していましたが、市の単独施策の見直しなどにより、平成22年度を以って本施策を終了しました。		
就学経費の一部支給	小・中学校の特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費の一部を支給します。	学校教育課	保護者等の経済的負担を軽減することができました。	引き続き、保護者等の経済的負担を軽減することが必要です。				

基本体系	施策の方向	施策の方向	今後の取り組み	今後の取り組み	担当課	成果(担当課)	課題(担当課)	補足課題	
(2) 在宅福祉サービスの充実	①在宅福祉サービスの充実	訪問入浴サービスの実施	寝たきり等の在宅重度障害のある人で入浴することが困難な者に対して訪問入浴サービスを実施します。	障がい福祉課	サービスの利用により、本人の清潔保持と介護者の負担軽減ができた。	実施事業所の選択制の導入が必要。			
		紙おむつ購入費の助成	在宅の常時紙おむつを必要とする重度障害のある人(児)に対して、紙おむつ購入費を助成します。また、制度の周知を図ります。	障がい福祉課	紙おむつを助成することで、経費の負担軽減を行うことができた。	年4回に分けての申請のため、申請漏れがによる広報等で周知する必要がある。			
		補装具費の交付・修理費の支給	身体障害のある人の日常生活や社会生活の向上を図るため、身体の失われた部分や障害のある部分を補うため補装具費の交付及び修理費の支給を行います。	障がい福祉課	補装具を給付することで、日常生活動作の向上を図り、社会参加の促進を行った。	高額な補装具の給付が多くなってきており、必要性の見極めについて更生相談所と連携を密にしている。			
		日常生活用具の給付	在宅で障害のある人に対し、日常生活の便宜を図るため、特殊寝台等の障害部位に応じた用具を給付します。	障がい福祉課	障がいのある人が、日常生活の便宜を図るため、日常生活用具給付事業を行い、障がい程度に応じた用具の給付を行っている。	障がいに応じた生活用具の給付を行うため、全ての用具がどなたにでも給付できるものではないため、希望に添えない場合がある。			
		サマーホリデーサービス事業の実施	有効な余暇時間の活用と規則正しい生活習慣を維持することを目的として、夏季休暇期間中、サマーホリデーサービス事業を実施し、市内在住で小・中学校障害児学級又は養護学校に通う者を対象に通所での創作的活動・機能訓練等を実施します。	障がい福祉課	夏休み中、規則正しい生活を送り、日ごろ接したことのないボランティアと創作活動やプール遊びを通して、社会参加の訓練ができた。	ボランティア不足については、例年の課題となっているが、開催場所の確保も課題となっている。			
		児童発達支援事業の実施	障害のある子どもの各種相談・講習・訓練・情報提供に際しては、児童発達支援事業の在宅福祉サービスを提供します。	子ども発達支援課	心身の発達に障がいや遅れのある、または将来においてその疑いのある幼児に対して、日常生活における基本的な生活習慣の確立を促し、保護者の相談に応じ、通所で社会生活への参加を支援しました。	発達の過程や特性は個々により様々で、養育に不安を抱えている保護者は多い。子どもの対応と保護者支援は専門性が求められ、専門知識を持つ職員体制を安定確保するのは最重要課題である。また、滋賀県精神保健センターから職員数の不足を指摘されている。			
				障がい福祉課	障がい児について、施設に通い日常生活の基本的な動作指導や、集団生活の適応訓練等を行った。	関係機関と連携し、途切れの無い支援をしていく必要がある。			
		緊急通報システムによる緊急時対応の整備	「緊急通報システム」等による通報手段等の確保を図り、緊急時の対応の整備を図ります。	長寿福祉課	緊急通報装置の貸与により、緊急時の早急な通報の確保とともに、相談ボタンを押しての健康相談ができることや月に一度のお元氣コールによる安否確認・保守確認により利用者が安心して日常生活を送れるよう支援をしました。	システムが本当に必要な方が利用できるよう支援を続けていきます。特に、民生委員の働きかけと協力は不可欠なので、情報共有を更に進めていきます。			
				障がい福祉課	数年該当者なし	対象者に該当する方があった場合に、適切に対応できるように周知する。			
		在宅福祉サービスの充実	在宅福祉サービスの周知や事業者の拡大及び質の向上を図り、日常生活を営むことに著しく支障のある重度障害のある人の日常生活を支援します。家庭介護が困難になった場合や介助者の休養等のための一時的なショートステイや日中一時支援などによる支援を行います。	障がい福祉課	在宅福祉サービスの充実に努め、障がいのある人とその家族の日常生活の支援を行った。	利用しやすいサービスの提供を目指して、利用者のニーズを踏まえたサービス内容や体制の充実を図る必要がある。			
		障害者地域活動支援センターの充実	障害者地域活動支援センター機能強化事業により、栗東市身体障害者デイサービスセンターや湖南地域障害者生活支援センターで在宅の障害のある人が創作活動や社会との交流の促進、入浴サービスなどを行います。	障がい福祉課	栗東市身体障害者デイサービスセンターについては、新たに5年間の指定管理契約を行うことで、安定した入浴サービスや創作活動の提供をすることができた。	児童の入浴サービスの利用が多くなってきており、者については現在介護保険への移行などで利用が減っているため、啓発の工夫が必要である。			
		外出支援の充実	屋外での移動に困難がある障害のある人について外出の為に介護を行い、社会参加の促進を図ります。	障がい福祉課	屋外移動に困難がある障がい児者に、外出のために介助を行う移動支援を利用いただいた。	移動支援の名称から、学校等への送迎に利用を希望する保護者が多く、あくまでも余暇支援でありタクシーではないことを理解していただかなくてはならないケースが増えている。			
		各種割引制度の周知	民間バス運賃の割引、JR運賃の割引、航空運賃の割引、有料道路通行料金の割引、タクシー料金の割引などの制度の周知に努めます。	障がい福祉課	「障がい福祉の手引き」により、障害者手帳交付時に周知した。	職員が同じレベルで制度を熟知する必要がある。			
		②障害福祉サービスに関するニーズの把握	ニーズの把握	ヒアリング等によるニーズの把握	必要に応じて、各種関係団体等とのヒアリングを行い、ニーズの把握に努めます。	障がい福祉課	障がい者団体や養護学校保護者会との懇談会を実施した。	障がい者団体、養護学校の保護者のニーズがそれぞれ異なり、それぞれに対応することが困難なケースがあるため、調整が難しい。	
				関係団体等との連携によるニーズの把握	各種団体やボランティア、民生委員・児童委員と連携し、障害のある人の福祉ニーズに対応した各種サービスを提供します。また、ネットワーク活動の補充に向けた啓発を検討します。	社会福祉協議会	民生委員児童委員に対し、障がい福祉に関連する情報を適宜必要に応じ提供した。	個人情報入手に限界があり、要支援者を把握しきれない現状がある。	

基本体系	施策の方向	施策の方向	今後の取り組み	今後の取り組み	担当課	成果(担当課)	課題(担当課)	補足課題	
(3) 施設サービスの充実	①適切な施設サービスの利用促進	更生施設等の整備	今後の需要に応じて、更生施設等の整備について支援します。	障がい福祉課	重症心身障がい者通所施設の運営助成を実施。	重症心身障がい者通所施設の定員オーバーが近い将来やってくるため、次の施設の整備について、湖南圏域において整備をすすめていく必要がある。			
		入所・通所にかかる負担金の一部助成	障害者関係施設に入(通)所した場合に、県の施策の動向と整合性を図りながら、本人及び扶養義務者が負担する負担金を一部助成します。	障がい福祉課	財政再構築プログラムにより廃止	財政再構築プログラムにより廃止			
		新体系への移行支援	平成23年度までに、従来の24時間を通じた施設での生活から、日中は日中系サービスを利用して地域と交わる生活をし、施設サービスは夜間における居住の場として提供できる体制へ移行できるように支援します。	障がい福祉課	移行済み	移行済み			
		精神障害者社会復帰施設の運営支援	精神障害のある人に対し生活や就労などのための訓練の場として設置されている精神障害者社会復帰施設の運営を支援します。	障がい福祉課	受診困難、入退院を繰り返す精神障害者等に対し、医療及び福祉の包括的な支援を行うことで、地域生活が維持でき社会復帰のための施行事業として、精神障害者早期支援・地域定着推進事業を実施され、その関係機関の一員となり情報共有をおこないました。	左記の実施主体となった事業所においては、試行事業であったため精神障害者の継続支援に支障をきたしている状況です。人員不足等の体制的な問題、関係機関の役割分担等、国レベルでの標準化が必要です。			
	②関係機関との連携の充実	関係機関の情報共有化	個別ケア会議等において、障害のある人のニーズや問題ケース等の情報を共有し、意識の向上を図り、施設におけるサービスを充実します。	障がい福祉課	ケア会議や相談支援事業所との協議により、チーム支援に向けて個別ケースの課題共有や支援の検討を行った。	関係機関のそれぞれの役割、考え方等の違いがある中で、共有と課題解決に向けていくことが必要。			
	(4) コミュニケーション支援の充実	①障害の特性に応じたコミュニケーション支援の充実	コミュニケーション支援事業の周知・利用促進	コミュニケーション支援事業の周知を図り、利用を促進します。	障がい福祉課	視覚障がい者及び行事等の主催者からの依頼により、手話通訳者の派遣を行った。	視覚障がい者以外のコミュニケーション支援ニーズの有無を把握する必要がある。		
			手話通訳者、要約筆記奉仕員の派遣	聴覚障害のある人に対し、手話通訳者、要約筆記奉仕員を派遣します。	障がい福祉課	聴覚障がい者及び行事等の主催者からの依頼により、手話通訳者の派遣を行い、社会参加の促進ができた。	要約筆記者の対象者が把握できておらず、派遣実績がないため、対象者の把握が必要である。		
			市役所における手話通訳できる職員の配置	市役所に手話通訳ができる職員を配置します。	障がい福祉課	正規職員の退職により現在は、臨時職員1名体制ではあるが、派遣などを活用しながら、庁舎内外での通訳を行った。	従来どおり、正規職員1名と臨時職員1名の2名体制での対応が行えるよう、職員採用等が必要である。		
			「耳マーク表示板」の設置	聴覚障害のある人が公共機関の窓口で安心してコミュニケーションが図れるように市役所等に「耳マーク表示板」を設置します。また、銀行や病院など公共的機関へも「耳マーク」の設置を働きかけ、聴覚障害者のコミュニケーションを支援します。	障がい福祉課	来客の多い課においてはカウンターに「耳マーク表示板」を設置し、聴覚に障がいのある方が気兼ねなく申し出いただける体制をとっています。	「耳マーク表示板」の認知度が低いと、周知が必要である。		
		②各種コミュニケーション支援の人材育成	手話通訳者等の人材育成	広く市民に向け、聴覚障害に対する理解を深めることと手話の普及を図るために「手話入門講座」等を開催し、手話通訳者等の人材育成に努めます。	障がい福祉課	聴覚障がいのある講師と積極的にかかわり、初歩的な会話を身につけていただいた。	開催時間について、夜間ではなく昼間を希望される方も多く、隔年ごとに開催時間を交互にするなど、多くの方に参加していただけるよう工夫が必要です。カリキュラム変更に伴う内容変更もあり、開催期間や時間について多くの方に参加していただけるよう工夫が必要です。		
(5) 情報提供の充実		①様々な手段による情報提供の充実	広報誌やホームページによる情報提供	市の広報誌やホームページ等を通じて、情報提供の充実を図ります。	関係各課(子ども発達支援課)	市の広報に、たんぼ教室の内容や、発達支援室の支援概要を掲載し、市民の理解を深めました。	発達障がいの子どもの数は、30年前に比し約10倍増加している現状にあることから、一人ひとり違いがある発達障がいを市民に正しく理解していただくよう、情報を提供することが課題です。		
				関係各課(障がい福祉課)	一定の情報提供は発信できた。	ホームページなどの電子媒体での情報提供は、障がいのある人にとって必ずしも有効的ではない場合がある。			
				関係各課(社会福祉協議会)	点訳・音訳をボランティアに依頼し、広報紙等を希望される方々にお届けした。	関係機関と連携し、対象となる方々へ、施策等の情報提供に努める。			
		各種手帳交付の周知	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付の周知を図り、障害特性に応じた施策推進及び各種サービスの提供を行い、障害のある人の自立支援・社会参加の促進・福祉の向上を図ります。	障がい福祉課	3障がいの手帳交付時に、使用していただけるサービスの周知ができた。	障がい者手帳取得の目的について、啓発する必要がある。			

基本体系	施策の方向	施策の方向	今後の取り組み	今後の取り組み	担当課	成果（担当課）	課題（担当課）	補足課題		
			「ハートプラスマーク」の発行	内部障害等に対する社会的理解を促進し、目に見えない障害により生じる不利益を解消するため、「ハートプラスマーク」を発行します。	障がい福祉課	「障がい福祉の手引き」に掲載しお知らせすることで、内部障がいをお持ちの方にご利用いただくことで、目に見えない障がいについての不利益を解消する一助となった。	ハートマークプラスについては、希望者に発行しているが、内部障がいということで、本人がクローズされている場合があり、発行につながりにくい。			
			「障害福祉のてびき」	障害に対する正しい知識と理解を得るため、改訂版「障害福祉のてびき」を発行し、障害福祉サービスの周知を行います。	障がい福祉課	障がい別、等級別により受けていただける福祉サービスについてまとめ、手帳交付時に窓口において説明を行い、制度へとつなぐことができた。	より見やすい、便利なものにしていく必要がある。			
			聴覚障害のある人に対する通信手段の確保	市役所や栗東駅に公衆ファックスを設置し、聴覚障害のある人の通信手段の確保を行います。	障がい福祉課	市役所、栗東駅に設置していた公衆FAXについては、PCや携帯電話の普及により利用者が激減し、一定の役割を終えたことで廃止した。	メールの安全な活用について検討していく			
			②障害の特性に応じた情報提供の充実	視覚障害のある人に対する朗読サービスを実施	図書館	利用者の求めに応じて、対面朗読サービスを実施。平成19～25年の間の実績 合計294回。	ボランティアの養成・増員			
			市の広報紙等の点訳・音訳	市の広報紙「広報りっとう」「栗東・ふくし」や個人依頼の情報を点訳・音訳します。	社会福祉協議会 広報課 議会事務局	点訳・音訳をボランティアに依頼し、広報紙等を希望される方々にお届けした。 「りっとう議会だより」の音訳・点訳を行いました。	関係機関と連携し、対象の方、必要とされる方に対して、施策等の情報提供に努める。			
			図書館蔵書の音訳・点訳	読者から依頼があった場合は、蔵書等を音訳や点訳します。	図書館	時代の変化に合わせ、カセットからデジタイズ(デジタル録音)への移行 平成19～25年の間の実績 音訳…63冊、点訳…2冊	ボランティアの養成・増員			
			(6) 総合相談機能の充実	①一貫した相談体制の充実	地域活動支援センターとの連携による相談支援体制の充実	障害のある人の相談・援助等の相談支援について、地域活動支援センターとの連携を図りながら、障害の特性に応じた相談支援体制の充実を図ります。	障がい福祉課	身体障がい、知的障がい、精神障がいの相談支援事業所への相談支援の委託により、障がいの特性に応じた相談体制が整えられた。	相談支援に関する市との情報共有を図り、計画相談についても特定相談事業所との連携も含めて連動した相談支援が必要である。	
			栗東市障害児・者自立支援協議会の設置	障害のある人の日常生活に関わる相談に総合的な観点から対応できるよう、栗東市障害児・者自立支援協議会を設置し、関係機関とのネットワークづくりを行います。	障がい福祉課	関係機関とのネットワークづくりができ、地域の課題を共有する場となった。	参加機関の固定化と事業所の参加が少ないことにより、地域全体の共有まで至っていない。			
			在宅重度身体障害者訪問診察の周知	日常生活に著しい支障のある在宅の重度身体障害者のある人を把握し、医師等の派遣による在宅重度身体障害者訪問診察の周知に努めます。	障がい福祉課	現状では、医療機関の充実や訪問診療により、制度継続のニーズがないため実施していない。				
			就学相談の機会の充実	就学相談における十分な相談時間の確保など、就学相談の機会の充実を図ります。	学校教育課	学識経験者や医療関係者などの専門的な知識を有しておられる方に相談員になっていただき、定例の就学相談会を年4回開催し、保護者等の就学に関する相談に応じてきました。また、必要に応じて臨時にも行っています。	今後ますます相談件数が増えることが予想されますが、相談員の確保や時間調整等が難しい現状があります。			
②身近な相談体制の充実	身体障害者・知的障害者相談員の質・量の向上	身体障害者・知的障害者相談員の増員を図るとともに、相談員の質の向上を図るために研修会を開催し、広報等による啓発を行います。	障がい福祉課	平成25年度の県からの権限委譲により、栗東市心身障害者相談員として15名の方に委嘱し、研修会の開催を行い、相談員としてのスキルアップを図っている。	相談員は、様々な相談について対応していただいておりますが、専門的な知識の習得も必要となっている。					
民生委員・児童委員による身近で適切な相談支援	地域住民の最も身近な相談・援助者として民生委員・児童委員を設置し、相談、支援活動の中における基本的人権の尊重と個人情報保護の確保、住民の生活実態や福祉課題を把握し、適切な相談支援を行います。また、関係機関、団体等と連携・協働した地域福祉活動の展開、人権に関する研修を実施します。	社会福祉協議会 社会福祉課	社協と民生委員児童委員合同での人権研修を実施、また各学区民児協においても研鑽の機会を設け、住民からの相談を受けた際に、適切な機関へのつなぎ役となるよう努めた。 民生委員の活動の中で、適切な相談支援を行いながら、地域の福祉活動への参加を働きかけた。	改選後の新任民生委員が障がいをもつ方の情報や、関係機関の情報を十分に把握できていない場合がある。 関係機関、団体による地域福祉のネットワークを広げ、地域福祉の推進を図る。また、総合的な相談業務の充実が必要。						
第三者機関と連携による苦情や問題解決に向けた取り組みの充実	障害のある人のサービス利用に関する苦情等について、第三者機関と連携を図り、苦情や問題解決に向けた取り組みの充実を図ります。	障がい福祉課	サービス利用に関する苦情等について、必要な方には、権利擁護センターの紹介を行い、相談につなげたケースもある	苦情相談については、表面化しにくく、介入が困難な状況がある。						

基本体系	施策の方向	施策の方向	今後の取り組み	今後の取り組み	担当課	成果(担当課)	課題(担当課)	補足課題
			人権いろいろ	人権擁護委員による差別のない人権を尊重する社会の実現を目指して人権に関する相談を開催します。また相談業務に対応できるよう専門知識を習得する研修会を実施し質的充実を図ります。	人権政策課	差別のない人権を尊重する社会の実現を目指して市民周知を図り、人権擁護委員による人権いろいろ相談を年間10回開催しました。場所は「なごやかセンター」にて開催しました。	一人ひとりへの連続した相談支援ができるよう連携の強化が必要である。	
		③地域福祉権利擁護事業・成年後見制度の周知と利用促進	成年後見制度の周知・利用促進	判断能力が十分でない知的障害者や精神障害者等が財産管理や在宅サービスの利用などで自分に不利な契約を結ぶことがないよう、成年後見制度の周知及び利用の促進を図ります。	障がい福祉課	成年後見センターもだまに委託し、事前相談も含めた中で、利用に関する相談業務を実施している。	家族の理解不足により、利用に至らないなどの課題がある。	
			地域福祉権利擁護事業の周知・利用促進	判断能力が十分でない知的障害者や精神障害者等に対して社会福祉協議会が行う地域福祉権利擁護事業により適切なサービスができるよう支援すると共に、本制度の利用について積極的に啓発を図ります。	障がい福祉課 社会福祉協議会	個別支援の中で、必要な人に事業の周知と利用に結びつけることができました。 広報「栗東ふくし」にて周知、民児協にて出前講座として制度説明実施。また、市・関係機関と連携し情報共有するとともに、合同訪問し、情報の発信や利用について積極的に啓発を図った。	地域福祉権利擁護事業のみでは解決できないケースがあり、他の事業も含め検討していく必要がある。 地域福祉権利擁護事業の対象とならない障がい者への支援策が見つからない現状がある。また、潜在的な利用者も多数あると思われるが、事業を受ける体制にも限界があり、受け入れが難しい状況がある。	
4 学習機会の充実と社会参加の促進	(1) 就学前対応と就学指導の充実	①乳幼児の保護者への障害に対する正しい理解の普及	発達相談の充実	健診の機会を通じて、発達障害等が考えられる子どもの保護者に対し、障害を受容できるよう、きめ細やかな発達相談や支援できる体制を整備します。また、必要に応じて、適切な療育機関と連携を図り、早期療育に努めます。	健康増進課 子ども発達支援課	保護者の理解を得た上で子ども発達支援課と連絡や相談をすることで保護者が少しでも不安を軽減できるように努めた。 生後4ヶ月～3歳半は健康増進課、3歳半以降は子ども発達支援課が担当と両課で取り決めたが、ケースによって、それぞれの課が担当する場合もある。発達段階に応じ将来的な視野で支援できた。	子どもの発達を支援する機関がその児や保護者への支援が円滑に継続できるためには、各関係機関がチームを組んで時には重なり合って支援するなど、支援体制の構築が必要である。 幼児期は発達途上であり、全体に子育て経験が少ないこともあり、我が子の障がい受容につながる保護者説明の難しさがある。 発達障がいの疑いがある場合も同様で、わが子を障がい者扱いしたと、感じられる保護者もあり、早期発見・早期対応の更なる難しさがある。	
		②療育体制の充実	就学指導委員会の充実	適正な保育の場に就園できるよう、就学指導委員会や専門部会の機能の充実を図ります。	幼児課	各園や関係機関の協力のもと、専門部会を5回開催し答申を受け、園で支援体制がとれるよう、加配職員の配置を行った。	年々、対象人数が増加傾向にあり、支援基準の検討が必要である。	
			「ことばの教室」の実施	幼児・児童・生徒を対象に通級指導や教育相談・発達諸検査等を実施します。	学校教育課	より良い支援に向けて、通級指導教室担当で毎月連絡会を開催しています。また、保・幼との連携を密にするため、また、職員のスキルアップを図るため、幼児ことばの教室の担当者とも月1回合同会議を開催しています。	通級指導教室に通う児童生徒が年々増加しているため、一人ひとりの指導や教育相談にかかる時間を十分確保することが難しくなっています。	
			たんぽぽ教室の充実	遊びや小集団活動を通じて日常生活への適応や自立を促し、個別の課題に応じた療育を進め成長発達を支援するとともに社会生活への参加を援助します。また、保護者に対して養育に関する支援を中心に相談や助言を行います。	子ども発達支援課	年間約100名以上の親子が来室し、ことばにかかわる支援を実施。 保護者に1対1で相談に応じ、家庭での支援方法を伝えとるに、園の先生の悩み等の回答や指導・助言することで学級運営の安定に寄与した。	増え続ける対象幼児とその家族支援を充実させるには、職員の増員、正規職員の安定的ローテーションと幼児のことばに特化した支援技術の習得と、保護者支援技術を熟知した人材の確保が求められる。	
		③障害児保育の充実	保育園・幼稚園における指導の充実	家庭や療育事業関係者・関係専門機関との連携に努め、心の安定と心身の自立に配慮し、ひとり一人の発達課題に応じて特別支援教育や特別支援教育推進園訪問を実施し、園内体制の充実を図ります。	幼児課	特別支援教育スーパーバイザーと担当者が、各園を訪問し、ケースについての助言や保育への指導を行うことができた。	特別支援教育に対する取り組みの必要性があり、園や保育者全体の指導力を向上させる必要がある。	
			保育園・幼稚園における障害児保育の充実	保育園・幼稚園での障害児保育の推進のため総合保育を進めながら、生涯にわたっての系統的療育を踏まえ、障害児加配職員や看護師の配置、加配保育士・加配教諭の障害児保育の研修会を実施します。	幼児課	コーディネーター会議を毎月開催し、情報交換を行ったり、研修を行ったりすることで、各園での指導に生かされた。	加配職員や、担任の研修の機会を保障することが必要である。	

基本体系	施策の方向	施策の方向	今後の取り組み	今後の取り組み	担当課	成果（担当課）	課題（担当課）	補足課題
(2) 特別支援教育の充実	①特別支援教育の充実	児童生徒の実態に応じた特別支援学級の設置	児童生徒の実態に応じて特別支援学級を設置するとともに、通常の学級に在籍する障害のある児童・生徒のための通級指導等、障害の多様化に応じた児童生徒の指導に努めます。	学校教育課	多様化する児童生徒の実態に応じた特別支援学級の設置に向けて、県への働きかけを行っています。また、個に応じた支援の充実のために、市費で特別支援教育支援員を各校1名ずつ配置しています。	児童生徒の実態に応じた特別支援学級の配置に向けて、学校においては計画的、継続的な就学指導が必要です。		
		教育課程の編成や指導方法の工夫	生徒の個性や能力を最大限に引き出すよう教育課程の編成や指導方法の工夫・改善に努めます。	学校教育課	「個別的教育指導計画」を作成することで、個々の児童生徒への支援の充実が図れるようになってきています。	保幼小中高と継続した支援が行えるように、「個別的教育支援計画」の作成をすすめていく必要があります。		
		子どもの状況に合わせた教材・教具の充実	子どもの成長に合わせた備品や手作りでの教材工夫を図るなど教材・教具の充実に努めます。	学校教育課	個の実態に応じた絵カードやフラッシュカード等の手作り教材を使用したり、数種類のプリントを作成し選択の幅を持たせたりすることによって、より効果的な指導ができるよう工夫をしています。	手作り教材は有効ではありますが、個々の実態に応じたものを準備するには、時間的に難しい面もあります。		
		②教職員に対する専門的な知識の普及	教職員の指導力の向上	教職員に対して、特別支援教育基礎講座、専門講座等を開催し、教員の特別支援教育に対する理解を深め、指導力量の向上を図ります。	学校教育課	教育研究所主催で、夏季休業中に特別支援教育に関する研修会を開催したり、各学校においても校内での研修会を開いたりすることで、特別支援教育に対する理解が深まり、指導力の向上も見られます。	特別支援教育に対する教職員の理解の深まりや指導力に差が見られます。	
(3) 社会参加の促進	③放課後の居場所づくりの充実	障害児地域活動施設の整備	放課後、地域において他の児童や住民とのかかわりの中で社会的な経験を積ませるとともに、療育により規則正しい生活習慣を維持するため、必要に応じた障害児地域活動施設の増設・増築等をめざします。	障がい福祉課	指定管理により「チョー栗東元気玉クラブ」によって運営をしている。利用児童も多く地域に根ざした施設として障がい児の社会参加の促進に向け活動を行っている。	利用にあたっては、利用者：介護者1：1を原則に活動を行っているが、ボランティアの確保が難しい。		
		①スポーツ・レクリエーション大会の開催	心身障害のある人がスポーツを通じてお互いの交流と親睦を深め、社会参加意欲の高揚と体力の維持、増進を図ります。また、参加者の拡大のための周知活動やボランティア確保を行います。	障がい福祉課	レクリエーションスポーツ大会、ボウリング大会を開催し、障がい者の社会参加の促進につながった。	参加者と運営を担う実行委員会が主体性を持ってかわっていくことが、今後も必要である。		
		スポーツ・レクリエーション事業の推進	障害のある人が気軽に参加できるよう、スポーツ・レクリエーション事業の推進を図ります。また、(公財)栗東市体育協会等が進める各種事業においても障害のある人にやさしい対応ができるような指導、助言を行います。	スポーツ・文化振興課	・ スポーツ推進員協議会による「ふれあいニュースポーツ大会」の開催等、誰もが気軽に参加できるニュースポーツの普及に努めていただきました。 ・ (公財)体育協会では、「耳マーク」の設置等障がいのある人への窓口対応に筆談等で対応いただきました。	・ スポーツの場の提供から参加の輪を広げていく必要があります。		
		文化・スポーツ施設の改善	文化・スポーツ施設を障害のある人が容易に利用できるよう改善します。	スポーツ・文化振興課	・ 芸術文化会館さきらについては、従来より「多目的トイレの設置」、「車いすの貸し出し」、「車いす仕様者用駐車場の設置」、「筆談器の設置」、「補聴器磁気誘導ループの設置」等に併せ、盲導犬を連れての入場を許可する等しています。 ・ 体育館等社会体育施設については、障がい者用トイレを整備し、従来より「栗東市公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則」に基づき、該当する障がい者に対し、使用料の減免を実施しています。	・ 文化施設・スポーツ施設ともに老朽化しており、設備等について引き続いて維持管理していく必要があります。		
「青空キャンプ」、「身体障害者更生会交流会」、「父母の会レクリエーション」、「連合会交流会」、「オアシス花泉の森」歌会等の実施	芸術文化施設の快適な鑑賞空間の確保	芸術文化施設を障害のある人が容易に利用できるるとともに快適な鑑賞空間の確保に努めます。また、障害のある人が気軽に参加体験できる環境づくりに努めるとともに、芸術文化会館を管理運営する民間企業に対して「障害者にやさしい環境づくり」の指導、助言に努めます。	スポーツ・文化振興課	・ 芸術文化会館さきら指定管理者団体では独自に、高齢者・障がい者等で困っておられる方への「おもてなし」と「介助技術」の取得のため、「サービス介助士」の資格を取得させ配置され、また、大ホール、中ホールに「車いす席」を設ける等快適な鑑賞空間の確保に努めています。	・ 指定管理の更新時においても、引き続いて、快適な鑑賞空間の確保に努め、良質なサービス提供を維持してもらう必要があります。			
	「青空キャンプ」、「身体障害者更生会交流会」、「父母の会レクリエーション」、「連合会交流会」、「オアシス花泉の森」歌会等の実施	在宅の心身障がいのある人(児)を対象とした交流会、文化活動等の実施を促進。	社会福祉協議会	共同募金助成金による活動支援。	参加者が限られており、市内の障がい者全体を対象としたものであるとは言えない部分がある。			

基本体系	施策の方向	施策の方向	今後の取り組み	今後の取り組み	担当課	成果（担当課）	課題（担当課）	補足課題
		②生涯学習の充実	各種情報の提供と講座・研修会等の開催	障害のある人に対する各種情報の提供、講座、研修会等の開催を推進し、自立した生活を維持する生活技術・技能の訓練及び習得を図ります。	社会福祉協議会	「市精神障害者等・生活困窮者サロン事業」の一環で、就労体験の場としてデイサービス・老人福祉センター・学童保育所で受入、一般就労につなげた。	受け入れの判断に課題がある。	
			講座に参加しやすい環境整備	じんけんセミナー等への手話通訳、託児サービス、車いす利用者への対応の配置や12月の「人権週間」にあわせた人権文化事業の開催など、希望する誰もが参加できる講座を開催します。	人権政策課	市民啓発事業ではさまざまな人権問題をテーマに取り上げ人権意識の高揚に努めている。その際、手話通訳や託児サービス、車いす利用者への対応を備えた講演を開催しました。	障がいのある人をはじめ多くの市民の参加を呼びかけるため、手話通訳や託児サービス以外にも、講演の開催日や開催時間など講演会に参加しやすい環境を検討することが必要です。	
			誰もが参加できる公開講座・セミナーの開催	希望する誰もが参加できる公開講座・セミナーを開催します。	生涯学習課	必要に応じて、手話通訳や、内容を要約したものをスクリーンへ投影、資料提示などを行い、参加しやすい環境を整えました。 全市民を対象とした講座では、①会場が1階 ②下靴のまま入場可 ③障害者用トイレ ④広い駐車場等を考慮して、「なごやかセンター」「みゆ治田東」「ゆうあいの家」「栗東市役所会議室」を中心に実施しました。	コミュニティセンターなどで開催する、小単位での参加希望を取らない講座等の開催において、個別支援を必要とする人の把握が難しい状況にあります。	
					社会福祉協議会	社会福祉大会記念講演において手話通訳を依頼し、聴覚障害のある方の来場に配慮した。	障がいをもった方の来場が把握できていない。	
		③地域活動への参加の促進	地域活動に参加しやすい環境の整備	障害のある人の地域活動への参加を促進するために、障害に対する正しい理解を促進するとともに、自治会等に「コミュニケーション支援事業等」障害福祉サービスの周知を図り、障害のある人が地域活動に参加しやすい環境の整備に努めます。	障がい福祉課	自治会、民生委員等から要請に応じ、出前トークを行った。また、広報に特集記事を掲載し、市民に障がい福祉に関する情報提供を行った。	自治会等が開催する学習の場が限られており、啓発が十分ではない。	
			自治会集会所のバリアフリー化に対する工事費の一部補助	自治会の集会所のバリアフリー化に対し、工事費の一部を補助します。	自治振興課	自治会活動支援として地域のコミュニティ活動の拠点施設である自治ハウスのバリアフリー化に対する工事費の一部を補助し、障がいのある方や高齢者の利用促進を行った。	自治会へのアドバイスや情報提供を行うとともに、自治会等地域コミュニティ組織が活動しやすい環境整備に引き続き取り組んでいく必要がある。	
	(4) 移動支援の充実	①移動支援の充実	移動支援事業の充実	屋外での移動に困難がある障害のある人について、外出のための介護を行い、地域での自立生活及び社会参加を促進します。	障がい福祉課	移動支援事業は、毎年利用希望者も増加し、障がいのある人が安心して外出できるよう外出の支援を行うことで、外出機会を確保している。	移動支援事業は、障がいのある人の余暇支援を目的に行っているが、介護タクシーのように交通手段として理解している人が多いため、周知する必要がある。	
			タクシー代・ガソリン代の一部助成	在宅の重度障害のある人・透析を必要とする者に対して、タクシー代・ガソリン代の一部を助成します。	障がい福祉課	人工血液透析を受けている障がい者に対して、タクシー・ガソリンチケットを交付しました。	ガソリンチケットについて、セルフ給油所の増加により利用できるガソリンスタンドが少なくなっている。	
			リフト付きタクシーの運行	リフト付きタクシーを民間輸送事業者に運行を委託し、車いす利用者・寝たきり高齢者等の社会参加・通院等の支援を図ります。	障がい福祉課	車輛の経年劣化と利用者の激減により、財政再構築プログラムにより廃止		
コミュニティバスの運行による移動手段の確保			栗東市コミュニティバス「くりちゃんバス」の運行による移動手段の確保を行います。また、バリアフリー対応車両の全路線導入等、運行サービスの充実に努めます。	生活交通課	栗東市コミュニティバス「くりちゃんバス」の運行による移動手段の確保を行いました。また、バリアフリー対応車両については一部路線で導入済みです。未導入路線については車両更新時に導入を図っていきます。	厳しい財政状況のもとで、「くりちゃんバス」を運行していくために継続したバス利用実態調査と検証が必要です。		
5 就労の促進	(1) 一般就労の促進	①一般企業等への就労支援の充実	障害者雇用支援センターの運営支援	障害のある人に就職準備のための訓練等の場を提供し、共同作業所等の連携や職域拡大・各種相談事業を行う障害者雇用支援センターの運営を支援します。		障害者雇用支援センターは、平成23年度末をもって解散。		
			公共職業安定機関等の相談機能の充実	公共職業安定所・障害者職業センターとの連携を図り、相談・情報提供・職場開発・アフターケア等のスタッフ及び機能を充実します。	経済振興労政課	就労支援相談員が中心となって、公共職業安定所等との連携をはかることができた。	各関係機関から発信される就労支援に向けた情報の迅速な収集が課題。	
			働き・暮らし応援センターの整備	湖南地域における障害者の就労・雇用支援を福祉部門と労政部門と連携する中で働き・暮らし応援センターの整備に努めます。	障がい福祉課	障がい者の就労や就労定着に関する支援について、各役割分担に基づき、障がい者の支援ができた。	障がい者の就労ニーズの高まりに伴い、各支援機関の業務量について、キャパを超えている状態にある。	
			就労支援計画の充実	湖南地区就労支援計画や栗東市就労支援計画で定められている湖南就労サポートセンターとの連携を強化し、障害者等の就労困難者の雇用促進を図ります。	経済振興労政課	湖南就労サポートセンターから適切な求人情報の提供を受けることにより、就職困難者に対して迅速に支援することができた。	障がい者の就労ニーズの高まりに伴い、各支援機関の業務量についてキャパを超えている状態にある。	就職後も定着に向けた一層の継続支援が必要。

基本体系	施策の方向	施策の方向	今後の取り組み	今後の取り組み	担当課	成果（担当課）	課題（担当課）	補足課題		
			就労移行支援事業の推進	一般企業等に就労希望の障害者に一定期間、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練を行う就労移行支援事業を推進します。	経済振興労政課	関係機関と連携する中で、必要な情報提供を実施することができた。	事業の成果が企業内で生かせるよう、さらに関係機関と連携して取り組む。			
					障がい福祉課	市内にある就労移行支援施設と市外の事業所等、個別の対象者支援を通じ、積極的に連携することができた。	全国的に就労移行支援事業所からの一般就労への移行率の低さが問題視されており、この部分の検討が必要である。			
			就職支度金の支給	身体障害者更生援護施設入所者や精神障害のある人が、訓練を終了し、就職する等により自立する場合に就職支度金を支給します。	障がい福祉課	精神障がいのある人が就職される際の経費を助成することで、円滑に就労につなげることができた。	全県の制度として実施されているが、精神障がいの人のみを対象としており、知的障がいのある人は対象にならない。			
			更生訓練費の支給	更生援護施設入所者又は通所者に対し、更生訓練費を支給し社会的自立の促進を図ります。	障がい福祉課	更生訓練を受けている人に更生訓練費を支給することで、社会復帰の促進を図ることができた。	対象者の把握については、更生援護施設との連携が必要である。			
			生活福祉資金の貸付	障害のある人が日常生活の便宜又は社会参加の促進を図るための相談や生活福祉資金の貸付を行い、開業・独立を支援します。	社会福祉協議会	滋賀県生活福祉資金貸付事業相談窓口として、相談に応じた。「市精神障害者等・生活困窮者サロン事業」の一環で、就労体験の場としてデイサービス・老人福祉センター・学童保育所で受入、一般就労につなげた。	収支のバランス等がとれていないケースが多く、家計の見直し等が必要。受け入れの判断が課題である。			
		(2) 福祉的就労の促進	①福祉的就労の促進	②一般企業等への障害者雇用や障害に対する理解の啓発	障害者雇用の促進	一般企業に対し、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく各種制度等、関係機関と連携をとりながら障害者雇用の促進を図ります。	経済振興労政課	公共職業安定所等、関係機関との連携協力のもと、雇用促進に努めることができた。	今日の厳しい経済情勢のもと、企業への啓発強化に努める必要がある。	
						障がい福祉課	働き暮らし応援センターの就労者の定着支援のための働きかけとして、企業に出向く支援がされるようになってきた。	企業の障がい者雇用への理解を高めるための働きかけの充実や、働き続けることへの支援の充実。		
				就労継続支援事業等への移行支援	今後予想される養護学校卒業生の増大や障害の重度・重複化、施設等からの地域移行に伴う受け皿として、授産施設などが、円滑に就労継続支援事業等へ移行できるよう促進します。	障がい福祉課	平成23年度末で経過措置期間が終了し、市内事業所は新体系事業所へ移行した。	事業所の安定した運営		
				就労移行支援事業等への移行支援	市内の通所授産施設・共同作業所が生活介護、就労移行支援事業、就労継続支援事業、地域活動支援センターへ移行するための支援や手続きなどの側面支援を行います。	障がい福祉課	平成23年度末で経過措置期間が終了し、市内事業所は新体系事業所へ移行した。	事業所の安定した運営		
				授産製品の販路拡大	授産製品の販路拡大のために、各種イベントに関する情報提供を行い、参加を促進します。	障がい福祉課	優先調達法が施行されたことにより、市としての目標を設定し販路の拡大のための啓発を行いました。	行政のみならず、多くの企業等への啓発を行い、販路の拡大を図る。		
6 生活環境の整備	(1) バリアフリー化の促進	①バリアフリー化の推進と交通安全対策の推進	小・中学校の施設のバリアフリー化	障害のある子どもの就学の利便を図るため、小・中学校においてバリアフリー化を図ります。	教育委員会総務課	学校のバリアフリー化対応として、エレベーターの設置やスロープ設置を順次進めてきました。これにより身体障害児童等の学校生活の利便が図れました。	施設整備には多額の費用がかかるため、国の交付金等を活用しつつ年次的に整備を図る必要があります。			
			事業者に対する指導・助言	「だれもが住みたくなる滋賀のまちづくり条例」に基づき、事業者に対して障害のある人の立場にたった指導・助言を行います。	住宅課	条例に基づき、建築される対象建築物に対し、特定施設新築等工事届出書（建築物）の提出を指導し、その届出内容を審査した中で、指導・助言を実施した。				
					障がい福祉課	開発に関する申請が提出された際、担当課からの合議の中で障がい福祉担当課として確認を行う。	今後の担当課との連携が必要で、まちづくり条例などに関する研修会等への参加し認識を深める。			
			福祉のまちづくり意識の啓発	福祉のまちづくり意識の高揚に向け、その理念の浸透を図るよう住民・事業者等の理解を深めるために、啓発に努めます。	障がい福祉課	広報やレクリエーションスポーツ大会などを通じて、障がいに対する正しい理解の促進に努めた。	多くの世代・団体等がまちづくり活動に取り組めるよう啓発とともに、関係団体への支援が必要である。			
			安全で快適な歩行空間の確保	障害のある人の需要に応じ、障害のある人の利用に配慮した幅員の広い使いやすい歩道整備や段差の適切な切り下げ・点字ブロックの敷設等を推進し、移動の連続性と安全で快適な歩行空間の確保に努めます。	道路河川課	滋賀県歩道整備マニュアルに基づき、新設歩道や栗東駅前周辺等の連続する幅広歩道の整備を実施し、安全で快適な歩道空間の確保ができました。	歩道幅員の狭い歩道等の改良には、用地協力や多額の事業費が必要となることから、整備に向けての優先順位や区域の整理が必要です。			
			交通安全施設の整備推進	音響信号機の整備など障害のある人や高齢者に配慮した交通安全施設の整備推進に努めます。	生活交通課	要望等に基づき段階的に県公安委員会において整備推進を行っています。	所管が県公安委員会であるため要望の実現までには時間がかかります。			
			交通マナーの向上	通行に支障となる放置自転車の撤去や路上迷惑・違法駐車防止等啓発に努めます。	生活交通課	条例に基づき放置自転車の警告・撤去・保管・返還を行い、放置禁止と迷惑駐車防止に努めました。	栗東駅前商業施設周辺において関係者等と連携して撤去等に努め、相当改善しておりますが、解消には至っていません。			
			道路の適正使用にかかる指導強化	道路占用許可に際して厳正に審査をし、関係機関・団体との連携協力のもと、許可物件が通行を阻害することのないように努めます。	道路河川課	道路占用許可の際に、その占用物件や道路舗装復旧において、道路通行の阻害とならないように指導を行いました。	占用物件の経年劣化等により道路舗装が沈下するなど、道路のスムーズな通行を阻害する場合があります。			

基本体系	施策の方向	施策の方向	今後の取り組み	今後の取り組み	担当課	成果（担当課）	課題（担当課）	補足課題	
(2) 防犯・防災対策の充実	①防災体制の充実	福祉ネットサービスのシステムづくりの推進	地域における住民（自治防災組織等）・民生委員・警察署・消防署等の協力を得ながら、災害時の避難誘導が図られる福祉ネットサービスのシステムづくりを推進します。併せて	危機管理課	障がい者手帳交付時に、消防による災害ネットワークへの加入案内を行っている。	災害時に障がい者が自助・共助のもとに安全に避難できるよう、日ごろから地域における人間関係を構築していく必要がある。			
				障がい福祉課					
		要援護者台帳の整備・検討	関係機関との連携を図り、災害や緊急時における障害のある人にかかる要援護者台帳の整備・検討を進めます。	社会福祉課	災害対策基本法の改正以後、要支援者名簿の作成が義務付けられ、関係課の協力のもと、災害時に情報提供できる名簿を作成しました。	名簿の作成だけでなく、災害時の避難体制を地域から整備するため、地域の理解と協力が必要。			
		防災体制の充実	「栗東市地域防災計画」、「栗東市国民保護計画」に基づき、障害のある人の避難方法や避難生活（福祉避難所の開設）など、被災後の対策を含めた防災体制の充実を図ります。	危機管理課	災害の経験から、地域より、要支援者の避難等の体制整備の認識も高まり、災害時の情報提供を実施。	災害時の避難体制を地域から整備し、地域の理解と協力が必要。今後、要支援者の同意と個々の対応計画を作成する必要がある。			
	②防犯対策の充実	自主防犯活動のための支援と情報提供	地域で自主防犯活動が活発にできるよう適切な支援と情報の提供を行います。	危機管理課					
				関係各課					
		交通安全や防犯に関する出前講座の実施	障害者関係団体等からの依頼に応じて、交通安全や防犯に関する出前講座を実施します。	生活交通課	障がい者関係団体が交通安全教室を開催されたときには支援していきます。	障がい者関係団体の交通安全教室が開催されるように啓発をする必要があります。			
		障害者関係団体の開催する交通安全教室の支援	障害者関係団体の開催する交通安全教室を支援し、障害のある人の交通ルールの啓発等を支援します。	障がい福祉課	障がい者団体からの要請があれば、関係課への調整等を行う。	継続した開催。			
	(3) 居住支援の充実	①障害がある人が住みやすい住宅の供給・整備	在宅生活を送るためのアドバイスの充実	在宅の障害のある人の日常生活を容易にするため、障害のある人からの住宅改造における相談があった場合に、障害のある人の生活状況から住宅改造か、あるいは福祉用具などの利用が自立した生活を送ることができるのかのアドバイスを行います。 また、住宅改造後の訪問チェックを行います。	長寿福祉課	介護保険、すこやか住まい助成事業による住宅改修や福祉用具の購入等についての相談支援を行ないました。特に、要支援1・2、要介護1・2の利用者には改修前にリハビリ専門職による評価・助言を行いました。その結果、適正な住宅改修に繋がりました。	住宅改修後の評価の重要性をケアマネジャー等が理解する必要があります。-		
					障がい福祉課	事前相談を徹底し、在宅生活が安全に送れるよう相談支援に努めた。	他制度と併用できるもの、できないものの判断は、今後も必要となり、他制度も熟知していく必要がある。		
			住宅改造に伴う経費の一部助成	在宅の重度障害のある人の日常生活を容易にし、また、介助者の負担を軽減するため、住宅改造に伴う経費の一部を助成します。	障がい福祉課	安全な環境で在宅生活を送れるよう助成を行った。	大規模なリフォームが増えてきており、助成対象となるかどうかの見極めが必要である。		
		②居住の場の確保	市営住宅の改善等の事業におけるユニバーサル化	市営住宅の改善等の事業において、手すりの設置など利用者に配慮した住宅整備を進め、ユニバーサル化を図ります。	住宅課	将来、市営住宅の大規模改修に合わせて、ユニバーサル化に対応した住宅整備を行ないます。			
障がい福祉課	事業所から、GHの設置についての相談を受けている				GHの設置については、経費や人材確保という問題があり、設置が進まない状態がある。				